

竹富町ひかりインターネットサービス

利用者規約

竹富町ひかりインターネットサービス利用者規約

2021年（令和3年）3月5日 第1版

竹富町及び運営委託会社（以下 町という）は、竹富町鳩間島・西表船浮地区における光ファイバー通信回線を用いた地域ブロードバンドサービス（以下「本サービス」という。）に関し、本サービスの利用者（以下「利用者」という）に対し、以下のとおり利用規約を定める。

（本規約の範囲及び変更）

- 第1条 本規約は、本サービスの利用に関し、竹富町鳩間島・西表船浮地区及び利用者に適用する。第3条及び第4条で規定する利用契約が成立後、利用者は誠実に本規約を遵守する義務が発生する。
- 2 町が別途規定する個別規定及び町が随時、利用者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成する。本規約と個別規定及び追加規定が異なる場合には個別規定及び追加規定が優先するものとする。
 - 3 町は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、利用者は町からの通知をもって、これを承諾するものとする。

（運営情報等の通知及び同意の方法）

- 第2条 町から利用者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、本サービス上の一般掲示またはその他、町が適当と認める方法により行う。
- 2 前項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、利用者が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって利用者への通知が完了したものとみなす。
 - 3 町は、上記何れかの方法により利用者に通知を行った場合、通知日より30日の経過をもって、利用者が通知の内容を承認し、且つこれに同意したものとする。但し、利用者より通知内容について、通知日より30日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではない。

（契約の種類）

第3条 本サービスは以下に定める利用者契約を締結することにより利用者全てが提供を受けることのできるサービスによって構成されている。

（1）利用者契約

利用者契約とは本サービスを受ける資格を有するものを規定する契約であり、第4条及び第5条で規定する利用者契約が成立した日より第8条の規定に従い利用者が解約を申請し解約が成立するまでの間、もしくは第9条に従い町が利用者資格の中断・取消を行うまでの間有効となる。町は、利用者契約が成立している間、利用者契約の申込み時、及び登録内容の変更時等に利用者により申請された内容などの情報を保持するものとする。

(利用者契約の申し込み)

- 第4条 本サービスの利用を希望する人（以下「利用希望者」という。）は、本規約を承諾した上で、利用希望者が20歳以上の場合、町が別途指定する所定の手続きに従って、本人が利用者契約当事者として利用契約締結を申し込む。利用希望者が18歳以上20歳未満の場合、本人が利用者契約当事者として町が別途指定する所定の手続きに従って利用者契約締結を申し込むことが可能であるが、町が別途指定する書面により、親権者の同意を得ることが必要となる。また、利用希望者が18歳未満の場合、町が別途指定する所定の手続きに従って、親権者が利用者契約当事者として利用者契約締結を申し込む。また、利用希望者が利用する建物の所有者が異なる場合（賃貸住宅、公営住宅など（別紙3参照））は、建物所有者の同意を得ることが必要となる。上記要件を充足しない申し込みは、有効な申し込みとはならず、利用者契約は成立しない。
- 2 本サービスの提供エリアであっても、利用希望する建物や周辺環境の電設設備等の状況によって、本サービスを利用出来ない場合がある。
 - 3 町は本サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾する。
 - 4 町は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがある。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービス契約の申込みをした者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他、町の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(利用者契約の成立)

- 第5条 利用希望者が、第4条に規定する利用者契約の申込を行い、町がこれを承諾した場合、利用者契約の申込を受領した日付に遡り、利用者契約が成立したものとする。
- 2 町は、利用希望者が以下の項目に該当する場合、町は当該利用者契約を締結しない場合がある。
 - (1) 利用希望者が日本国外に居住する場合。
 - (2) 利用希望者が、過去に利用者規約違反等により、利用者資格の取り消しが行われている場合。
 - (3) 申し込み内容に虚偽、誤記、または記入もれがあった場合。
 - (4) 利用希望者の指定したクレジットカード、または銀行口座につき、クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (5) 利用希望者が被補助人、被保佐人、または被後見人の何れかであり、利用申込の際にそれぞれ、補助人、または補助監督人、保佐人、または補佐監督人、後見人、または後見監督人の同意を得ていない場合。
 - (6) その他、町が利用希望者を利用者とすることを不相当と判断する場合。

(利用期間の自動継続)

第6条 利用者は第8条に規定される期日までに利用者契約締結解除の申出を町が別途指定する所定の手続きに従って行わない限り利用期間を自動継続するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 利用者は、利用申込において届け出た内容に変更が生じた場合には、速やかに町が別途指定する所定の手続きに従って、変更の届出を町に行うものとする。

- 2 利用者は、前項の届出を怠った場合に、町からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとする。

(利用者契約の解除)

第8条 利用者が利用者契約の解除（以下この条において「解約」という。）を希望する場合には、月末をもって解約するものとし、解約希望月の15日までに所定の方法にて町に届け出るものとし、町に対する債務の全額を直ちに支払うものとする。また、町は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、利用者が解約に伴って、町に対して、なんら請求権も取得しないものとする。

(利用者資格の中断・取消)

第9条 利用者が以下の項目に該当する場合、町は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を中断、または取消することができるものとする。また、利用資格が取消された場合、当該利用者は、町に対する債務の全額を直ちに支払うものとする。また、町は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとする。

- (1) 利用申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (2) 第17条で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- (3) 料金等の支払債務の履行遅延、または不履行が継続する場合。
- (4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (5) クレジットカード会社、収納代行会社、金融機関、または利用者が指定した銀行口座もしくはクレジットカードの名義人による利用停止処分等を含むその他の事由により、利用者が指定したクレジットカード、または銀行口座が利用料金の決済手段として利用できないことが判明した場合。
- (6) その他、本規約に違反した場合。
- (7) その他、利用者として不適切であると町が判断した場合。

(設置場所の消滅・移転・移設)

第10条 利用者の都合（建物の解体・建替え・増改築・転居等）により加入者側設備（宅内機器、宅内配線及び引込ケーブル）の移転や移設が発生した場合には、発生した移転又は移設工事費用は利用者の負担とする。

(利用前の準備)

第11条 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な、通信機器、ソフトウェア等を準備するものとする。

(ユーザー情報の利用)

第12条 利用者は、利用申込の際又は利用者が本サービスを利用する過程で町に提供する氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス等利用者を認識もしくは特定できる情報（以下「ユーザー情報」という）を、町が、本サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める場合に、利用しまたは第三者に提供することがあることに同意するものとする。

- (1) 利用者が、ユーザー情報の開示について同意している場合。
- (2) 町が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報（利用者の個人が特定できない情報群）を開示する場合。
- (3) 法令により開示が求められた場合。
- (4) 町が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するため、ユーザー情報開示の必要がある場合。

(本サービスの家族利用)

第13条 利用者は、利用者の同居の家族（以下「家族利用人」という）に限り本サービスを利用させることができる。その場合、利用者は以下の義務及び責任を負うものとする。

- 2 利用者は、家族利用人に本利用者規約を遵守させる義務を負うものであり、家族利用人の本サービス利用における一切の責任を負うものとする。
- 3 利用者は、家族利用人が第三者等に損害を与えた場合は、利用者が責任を持って対処し、町を完全に免責せしめるものとする。

(料金等の支払い義務)

第14条 利用者は、サービス契約の締結に基づき別途町が定めた料金（以下「利用料金」という）を支払うものとする。

- 2 町は月額固定料金など月次の自動更新契約となる利用料金の変更は、利用者に30日以上以上の事前の通知を出すことにより、改定することができるものとする。また、利用者は、自らの責任において、利用料金の変更通知を確認する義務を有しており、利用料金が増額された後に、利用者が本サービス又は該当するサービス契約を継続している場合、変更された料金に同意したものとする。
- 3 町は、前2項を除くその他の料金についての価格の変更は、随時行うことができるものとする。
- 4 支払いは、利用者の指定する口座からの引落及びクレジットカード（一部利用不可あり）での支払うことを原則とする。ただし、支払遅延などの利用者は、町が別に

委託する料金回収代行に係る受託者が指定する金融機関の口座への振込にて支払いすることができるものとする。

(レンタル機器の破損等)

第15条 利用者は町からレンタルされた通信機器（宅内機器、宅内配線、光成端箱及び引込ケーブル）を破損させた場合はその修理に要した費用を支払うものとする。また、紛失（本サービス解約時の未返却を含む）させた場合は機器の購入代金を支払うものとする。

(延滞利息等)

第16条 利用者は、請求代金に関して、その支払期日までに支払いを行わない場合には支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとする。

(禁止事項)

第17条 利用者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 他の利用者、第三者もしくは町の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (2) 他の利用者、第三者もしくは町の財産もしくはプライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (3) 上記(1)、(2)のほか、他の利用者、第三者もしくは町に不利益または損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (4) 他の利用者及び第三者への差別、または町を誹謗中傷する行為。
- (5) 公序良俗（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の利用者もしくは第三者に販売、提供する行為。
- (6) 犯罪的行為、もしくは犯罪的行為に結び付く行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動。（但し、個人の活動を妨げるものではない）
- (8) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為。
- (9) 町、他の利用者もしくは第三者になりすまして情報を送信、または表示する行為。
- (10) 町、他の利用者もしくは第三者のデータおよび情報等を不当に改ざん、消去する行為。
- (11) 連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該行為に応じて転送する行為。
- (12) 有害なコンピュータプログラム等（コンピュータウィルス等）を送信する行為。または、町、他の利用者もしくは第三者が当該プログラムを受信可能な状態にする行為。

- (13)町、他の利用者もしくは第三者の設備へ不当にアクセスする行為、またはその利用および運営に支障を与える妨害する行為。
 - (14)ストーカー行為等の規制などに関する法律を違反する行為。
 - (15)無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - (16)町の設備への過負荷もしくはネットワークトラフィックを著しく増大させる行為。
 - (17)人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害を及ぼす恐れのある自殺の手段等を紹介する行為。
 - (18)その他、法令、条例（輸出法令を含む）に違反する、または違反するおそれのある行為。
 - (19)その他、町が不適切と判断する行為。
- 2 利用者は、本サービスにおける決済方法として指定したクレジットカード及び銀行口座について、以下の各号の行為を行ってはならないものとする。
- (1)クレジットカード、または銀行口座の氏名を偽称する行為。
 - (2)他人のクレジットカード、または銀行口座を不正に使用する行為。
 - (3)その他、クレジットカード会社あるいは金融機関が不適切と判断する行為。
- 3 前1項及び2項に該当する利用者の行為によって町及び第三者に損害が生じた場合、利用者資格を喪失した後であっても、利用者はすべての法的責任を負うものとし、町に迷惑をかけるものとする。

（所有権）

第18条 町は、本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号、またはそれに付随する技術全般については、町もしくは当該提携会社に帰属するものとする。

（著作権）

第19条 利用者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報、またはファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとする。

2 利用者は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるいかなる情報、またはファイルについて、使用させたり、公開させたりすることはできないものとする。

3 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、町をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとする。

（サービスの中止・中断）

第20条 町は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止・中断できるものとする。

- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的に、または緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、台風、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常通りできなくなった場合。
 - (3) その他、町が、本サービスの運営上、中止・中断が必要と判断した場合。
 - (4) 技術的にサービスの提供が困難または不可能となった場合。
- 2 町は、前項の規定により本サービスの運営を中止・中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
 - 3 町は、本サービスの中止・中断などにより、利用者、または第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず一切の責任を負わないものとする。

(免責事項1)

- 第21条 町は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとする。
- 2 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した利用者、または第三者の損害について、別途定めがある場合を除いて、町は一切の責任を負わないものとする。
 - 3 スループット（データ転送速度）についてはベストエフォートであり、通信速度を保証するものではない。

(免責事項2)

- 第22条 町は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、いかなる理由によるものであっても、その損害を賠償しない。

(直轄裁判所)

- 第23条 本サービスに関連して、利用者と町との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとする。
- 2 前項の協議をしても解決しない場合、町の所在地を管轄する簡易裁判所、地方裁判所を第一審の専属直轄裁判所とする。

附則

本規約は2021年（令和3年）3月5日より実施するものとする。

別紙 1

サービス内容に関するメニュー及び料金

本サービスは、竹富町が整備・調達した光ファイバ通信回線と沖縄本島に拠点を置く I S P (インターネットサービスプロバイダ) を接続することにより竹富町鳩間島・西表船浮地区における光ファイバ通信回線を用いた地域ブロードバンドサービスを提供するものである。

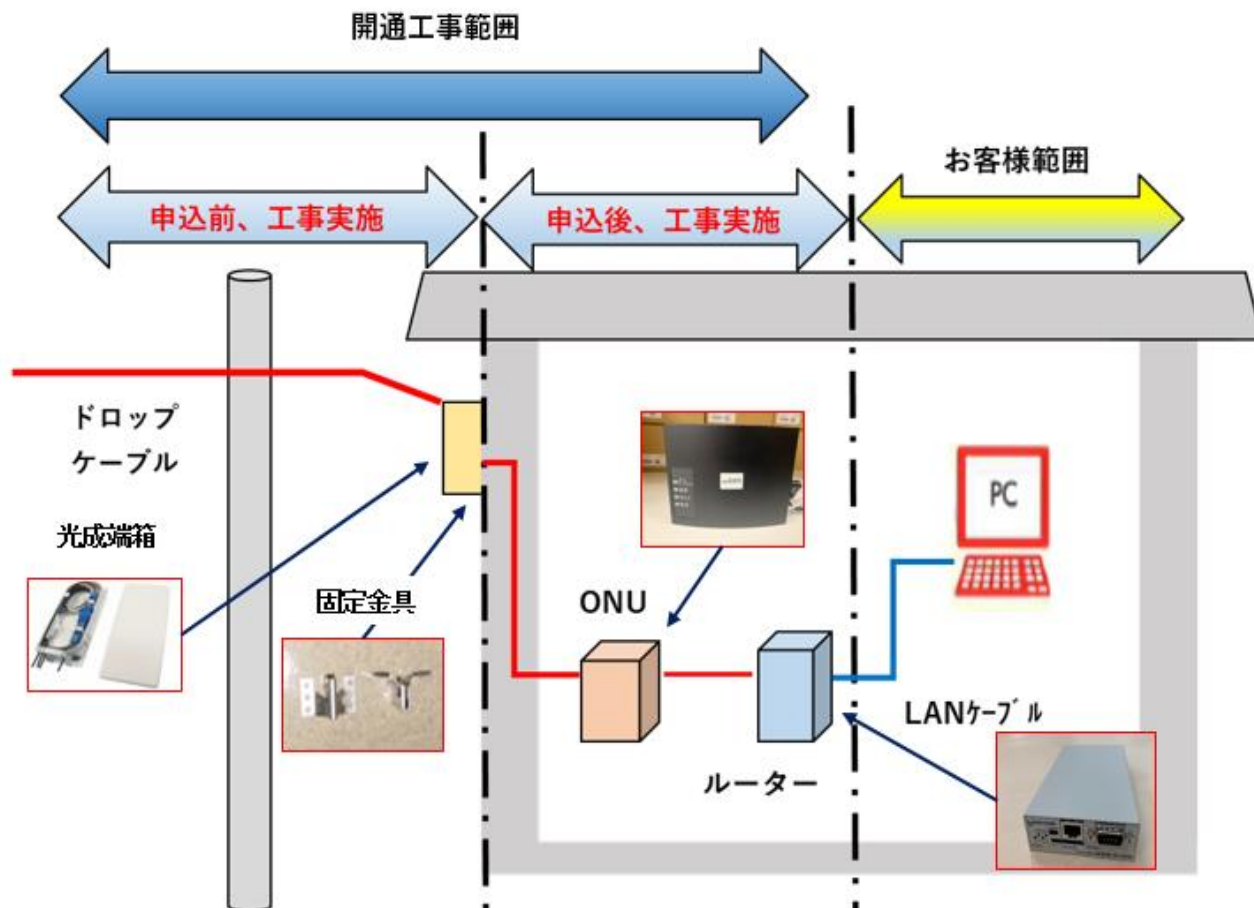
なお、サービスの提供は、竹富町が上記設備の運営・保守を委託する沖縄通信ネットワーク株式会社(略称: O T N e t) が実施する。

1. 利用料金(金額は、消費税相当額を含む)

サービス名	サービス概要	基本サービス
竹富町ひかりインターネットサービス(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまが利用申込書に記入された住所の建物と中野わいわいホールを光ファイバ通信ケーブルで接続し、インターネットサービスプロバイダ(ISP)を経由してインターネットへ接続するサービスです。 ・提供エリアは、鳩間島・西表船浮地区です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は、回線使用料とプロバイダー接続料を合わせて月額5,200円(税込: 5,720円)です。 ・ISPは固定です。 ・主な提供サービス <ol style="list-style-type: none"> ① ベストエフォート型インターネット接続サービス。 ② サービス案内窓口(竹富町ひかりインターネットサービスお客さまサポート) <p>営業時間：平日 09：00～12：00 13：00～17：00</p> ③ 故障受付窓口(ネットワークセンター) <p>営業時間：365日 09：00～17：00</p> ・故障申告,障害切り分け, (お客さま設備除く)故障対応

別紙 2

工事（事業）範囲と各装置の名称



別紙 3

本サービスを利用する建物が賃貸住宅、公営（町営または県営）住宅の所有者の同意について

【賃貸住宅にお住まいの方】

賃貸住宅にお住まいの方は、本サービスの開通工事を行う前に建物所有者または管理会社より、工事实施の許可を得る必要があります。利用者契約の申し込み後、利用希望者へ「光ケーブル施工図案件同意書」を郵送します。建物所有者または管理会社よりご署名・ご捺印を頂いた後、同封の返信用封筒にて町へ返信をお願いします。

※工事許可を得ていない場合、開通工事を実施する事が出来ません。

【公営住宅にお住まいの方】

公営住宅にお住まいの方は、本サービスの開通工事を行う前に建物を管理している竹富町の窓口へ「模様替申請」を行い、承認を得る必要があります。「模様替申請」の手続き方法は、利用契約者の入居情報等と関連するため、公営住宅の窓口まで問い合わせるよう、お願いします。

※模様替申請完了前に開通工事を実施することは出来ません。